

令和6年9月18日
健康福祉部地域福祉推進課

報道関係者各位

身体障がい者等用駐車施設利用証の交付対象者を拡大します

県では、公共施設や商業施設などの御協力をいただきながら、出入口近くに、車いすの方などが利用しやすい専用の駐車施設を確保するとともに、その適正利用を図るため、平成19年6月から「身体障がい者等用駐車施設利用証制度」を実施しております。

専用駐車施設に駐車する際に、県が交付する「身体障がい者等用駐車施設利用証」を車内に提示いただき、専用駐車施設をご利用いただくものです。

利用証の交付対象は、障がい者、高齢者、妊産婦など移動に配慮が必要な方としており、今般、『精神障がい者』の方も交付対象とすることといたしましたので、県民の皆さんに対する周知について、御協力をお願いします。

記

1 新たに対象となる方

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

2 適用開始日

令和6年10月1日（火）



利用証見本

問合せ先

健康福祉部地域福祉推進課
課長補佐 今野 祐一
電話 023-630-2274
報道監 健康福祉部次長 菅原 正春